

市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

1 猶予制度の概要

火災、風水害などの災害や盗難の被害に遭うなど一定の事由に該当する方で、市税を一時に納付することが困難なときは、申請に基づき、以下の地方税法上の猶予制度をご利用いただける場合があります。

徴収猶予

次の要件に該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、分割納付又は猶予後の一括納付が認められる場合があります。

- ①納税者の財産について災害を受け、又は盗難に遭ったとき
- ②納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ③納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- ④納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- ⑤その他これらに類する事実があったとき
- ⑥本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定したとき

換価の猶予

次の要件に該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）を猶予のうえ分割納付が認められる場合があります。

- ①市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと

■上記の猶予が認められると、猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

2 猶予の申請手続き

(1) 申請書類

猶予の申請をする場合は、以下の書類を提出する必要があります。

- ・[徴収・換価]の猶予申請書
- ・災害・廃業などの事実を証する書類（徴収猶予の場合のみ）
- ・財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産目録」及び「収支の明細書」）
- ・担保の提供に関する書類

(2) 担保の提供

猶予の申請をする場合は、以下のいずれかに該当する場合を除いて、原則として猶予を受けようとする税額に相当する担保を提供する必要があります。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保を提供することができない特別の事情がある場合

(3) 猶予の許可または不許可

申請書類の内容を精査した後、猶予の許可又は不許可を書面で通知します。

3 猶予の期間

猶予を受けることができる期間は1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 猶予の取消し

以下の場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・猶予許可通知書に記載された分割納付計画のとおりにならずに納付がないとき
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき

■猶予が取り消されると未納の市税を一括して納付していただくこととなります。取り消された後に一括納付されない場合は、法の規定により滞納処分（財産の差押え等）を執行することとなります。

問い合わせ・申請先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25-8
奄美市役所 名瀬総合支所 税務課 Tel0997-52-1111

〒894-1292 奄美市住用町西仲間 111
奄美市役所 住用総合支所 市民福祉課 Tel0997-69-2111

〒894-0595 奄美市笠利町中金久 141
奄美市役所 笠利総合支所 市民課 Tel0997-63-1111